

吹田市地域公共交通協議会における傍聴に関する事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会会場の傍聴)

第2条 協議会会場へ来場し傍聴する手順は次の事項のとおりとする。

- (1) 傍聴しようとする者は、協議会開催時刻の15分前から開催時刻までに所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。
- (2) 傍聴人の定員は、5名程度とし、会場の広狭に応じて定めるものとする。ただし、傍聴しようとする者が規定する定員を超えたときは、抽選によるものとする。

(Web会議システムを利用した傍聴)

第3条 Web会議システムを利用して傍聴する手順は次の事項のとおりとする。

- (1) 傍聴しようとする者は事務局が指定する日時までに自己の住所及び氏名を事務局へ申請しなければならない。
- (2) 傍聴人の定員は、5名を基本とする。ただし、傍聴しようとする者が規定する定員を超えたときは、抽選によるものとする。
- (3) 傍聴人は協議会開催時刻の15分前から開催時刻までに事務局より通知されたミーティングID及びパスワードで、Web会議システムを利用し傍聴するものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することはできない。

- (1) 酒気を帯びている等、他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 前各号に定めるもののほか、協議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) 協議会の秩序を乱し、または協議会の妨害となるような行為をしてはならないこと。
- (2) 私語、その他騒ぎたてるなどの行為をしないこと。
- (3) はち巻きをするなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。

2 Web会議システムを利用する傍聴人は、第1項第1号及び第2号を守るとともに次の事項を守らなければならない。

- (1) 公衆無線 LAN サービスを利用しないこと。
- (2) アンチウイルスソフトがインストールされていない等、適切な情報セキュリティ対策が施されていない機器を使用しないこと。
- (3) ミーティング ID 及びパスワードを他の者に教えないこと。

(携帯電話又はスマートフォンの使用の禁止)

第 6 条 傍聴人は、協議会の会場において、携帯電話又はスマートフォンを使用してはならない。

(写真等の撮影及び録音の禁止)

第 7 条 傍聴人は、協議会の会場において、写真、ビデオ等を撮影しまたは録音等をしてはならない。

(傍聴人の退場)

第 8 条 傍聴人は、会長から指示があったときは速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 9 条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 10 条 傍聴人がこの基準に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第 11 条 この基準に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項が生じたときは、土木部長が定める。

附 則

この基準は、令和 4 年 2 月 21 日から施行する。